



商工会だより

令和7年
12月号

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます。【新名称：取適法（とりてきほう）】

取適法(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)の概要

適用対象取引

取引の内容と資本金基準又は従業員基準から定められています

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る）

委託事業者

資本金3億円超



中小受託事業者

資本金3億円以下

資本金1千万円超3億円以下



資本金1千万円以下

従業員300人超



従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）

委託事業者

資本金5千万円超



中小受託事業者

資本金5千万円以下

資本金1千万円超5千万円以下



資本金1千万円以下

従業員100人超



従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の順守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	義務取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

※取適法の詳細な内容等については公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください。

商工会トピックス

スポーツの秋！ グランドゴルフ大会を開催

女性部では10月31日(金)道の駅ひだ朝日村で、グランドゴルフ大会(?)を開催しました。

4人ずつ2つのグループに分かれてのプレー。当日は曇り空の少し肌寒い日でしたが、屋外で身体を動かすのは気持ち良く、初心者にも分かりやすい簡単なルールで、好プレー・珍プレーに一喜一憂しながら2ゲーム楽しみました。

プレー後は昼食会で親睦を深めました。



所得税や住民税等の節税をお考えの方 12月にできる対策と注意点

- ◆ 小規模企業共済の加入及び掛金の増額・前納 ⇒ **所得控除**
- ◆ 経営セーフティ共済（倒産防止共済）の加入 ⇒ **経費**
※ それぞれ、掛金は現金納付のみとなります。
※ 手続きは12月中旬までにお願いします。
※ 詳細は商工会にお問い合わせください。
- ◆ i Deco（確定拠出年金）で年金積立 ⇒ **所得控除**
※ 手続き期限など金融機関に確認してください。
- ◆ ふるさと納税 ⇒ **所得控除**
※ 12月は申込みが殺到しますので、各自治体に手続きの期限など確認してください。

シリーズ「経営計画の策定④」

前回までの「事業の棚卸し」と決算分析をもとに計画の目標を設定します。

ここで、「事業計画」について触れておきます。

よく似た名称ですが、次のとおり内容が異なります。

「経営計画」は3年～5年後の会社全体の中長期的な展望や戦略（= あるべき姿）

（例 5年後に全体利益率 ○%アップ）

「事業計画」は経営計画を実現するための部門ごとに短期的で具体的な実行計画
(例 新しい地域に宣伝して年間新規客 ○件)

補助金の計画書は、「経営計画」と「（補助）事業計画」で構成されていて、審査において重要視されるのは「経営計画」です。補助金活用をお考えの方は、早めに作成を進めてください。

今回のテーマに限らず計画作成のお手伝いいたします。お気軽に経営指導員（小林）にご相談ください。

経営指導員
の一期一会



高山南商工会

最新の情報はホームページをご覧ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

STOP！冬季労働災害プロジェクト

12月1日～3月31日

冬季は、積雪・凍結・寒冷に起因した転倒災害、墜落・転落災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒災害など冬季特有の労働災害が毎年多発していることから、高山労働基準監督署では、「STOP!冬季労働災害プロジェクト」を推進しています。詳しくはWebサイトを検索

高山労働基準監督署 最新情報



年末年始の休業のお知らせ

商工会の業務は、12月27日(土)から来年1月4日(日)まで休業とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、商工会だより1月号は12月中にお手元に届けさせていただきます。

決算の準備はお早めに

所得税確定申告

R8.2.16(月)～3.16(月)

令和8年分記帳支援 申し込み受付を始めました！

- * 元帳作成を行う「記帳代行」
- * 事業者の皆様が行う決算・確定申告の支援
- * 会計ソフトを使っての「自計化」の支援
- * 財務データに基づく経営診断やアドバイス
- * 確定申告期には税理士の無料相談も実施

本 所 ☎ 52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎ 55-3529